

令和5年度 エコパートナー環境学習等業務委託
＜審査要項＞

1. 審査の対象

本審査対象となる参加団体（以下「参加者」という。）は、四日市市（以下「本市」という。）へ企画提案書を提出した応募者に限る。

2. 審査の方法

- (1) 本市が設置した「エコパートナー環境学習等業務委託事業」審査委員会（以下「委員会」という。）が参加者の審査を行う。
- (2) 企画提案書について、別紙に定める評価項目、評価基準、配点に基づき、審査を実施する。
- (3) 提案見積額が委託料（見積限度額）を超えている場合は、審査対象から除外する。
- (4) 委員会の各委員は、参加者ごとに、各評価項目に対して評価点を付与する。
- (5) 参加者の評価点は、各委員の評価点について、評価項目ごとに平均値を算出し、その平均値を合算した総得点とする。
- (6) 総得点の高い順に参加者を受託候補者として選定する。なお、総得点が高点の場合は、提案見積額の安価な参加者を受託候補者として選定する。提案見積額も同じ場合は、委員長が決定する。
- (7) 総得点が配点合計の50%未満である参加者は、受託候補者としなないこととする。
- (8) 審査結果は、企画提案書の提出のあった全ての参加者に通知する。

3. その他

企画提案書等の書類に事実と相違が認められた場合は、事実に基づいた評価を行う。この場合、下方評価はするが、上方評価はしない。